

伊那中央病院料金条例

平成15年4月1日

条例第5号

改正	平成17年4月1日	条例第5号	平成18年6月8日	条例第10号
	平成19年3月27日	条例第5号	平成20年5月30日	条例第1号
	平成20年12月26日	条例第4号	平成22年3月30日	条例第1号
	平成23年2月1日	条例第3号	平成23年10月1日	条例第3号
	平成24年8月1日	条例第5号	平成25年7月1日	条例第3号
	平成26年4月1日	条例第6号	平成26年4月1日	条例第4号
	平成26年12月26日	条例第8号	平成27年12月28日	条例第5号
	平成29年9月28日	条例第3号	平成29年12月26日	条例第6号
	平成30年3月30日	条例第1号	平成30年9月28日	条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、伊那中央病院の利用に係る料金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療点数表 診療報酬の算定方法（平成26年厚生労働省告示第57号）別表第1、第2診療報酬点数表をいう。
- (2) 食事療養費算定表 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表をいう。
- (3) 介護給付単位数表 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表をいう。

(料金の納付)

第3条 伊那中央病院を利用する者は、料金を納付しなければならない。

(料金の額)

第4条 料金の額は、診療点数表又は介護給付単位数表により算定した点数又は単位数の総計に10円を乗じて得た額及び食事療養費算定表により算定した額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに係る料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるもの長野労働局長と協定した額
- (2) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）又は地方公務員災害補償法（昭和42

年法律第121号)の適用を受けるもの 医科点数表により算定した点数の総計に11.5円(診療報酬の額について、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法に基づく補償を実施する機関と別に契約を締結した場合にあっては、当該契約に定める金額)を乗じて得た額及び食事療養費算定表により算定した額の合計額

(3) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく保険金(共済金及び政府のてん補する損害賠償を含む。)の支払の対象となるもの(社会保険各法の規定に基づく療養の給付又は療養費の支給(次条第1項において「保険給付」という。)に係るものを除く。) 医科点数表により算定した点数の総計に15円を乗じて得た額及び食事療養費算定表により算定した額の合計額

3 前2項に定めのない料金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(料金の納期)

第5条 前条に規定する料金(保険給付に係る部分を除く。)は、その額を告知した日から10日以内に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合長は、必要があると認めるときは、料金の納付期限の延長をすることができる。

(料金の納期前納付)

第6条 組合長は、必要があると認めるときは、料金の一部又は全部を納付期限前に納付させることができる。

(料金の免除)

第7条 組合長は、必要があると認めるときは、料金の一部又は全部を免除することができる。

(文書料の額)

第8条 文書に係る料金(以下「文書料」という。)の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(文書料の免除)

第9条 組合長は、公益上特に必要があると認めるときは、文書料を免除することができる。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(使用料の徴収に関する特例)

2 施行日から平成16年3月31日までの間における入院に対して徴収すべき特別長期入院料に係る別表第1の適用については、同表特定療養費特別長期入院料の項金額欄中

「100分の15」とあるのは、「100分の10」と読み替えるものとする。

(入院期間の特例)

- 3 伊那市営伊那中央総合病院に入院していた者の当該病院における入院期間は、伊那中央病院における入院期間とみなす。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において、この条例による改正前の伊那中央病院使用料等に関する条例別表第 1 の規定によりその他特殊な医療及び施設等の使用に係る料金として徴収した脳ドック料、禁煙外来診療料並びに診断書又は証明書に係る照会等のためにする医師との面談に係る料金については、この条例による改正後の伊那中央病院使用料等に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定による当該料金とみなす。

附 則 (平成 18 年 6 月 8 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊那中央病院使用料等に関する条例に基づいて納付し、又は納付すべき使用料及び手数料は、この条例による改正後の伊那中央病院料金条例に基づく料金とみなす。

附 則 (平成 20 年 5 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から適用する。

附 則 (平成 20 年 12 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 1 月 11 日条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 8 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日条例第 3 号）  
この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日条例第 6 号）  
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日条例第 4 号）  
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日条例第 8 号）  
この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日条例第 5 号）  
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 28 日条例第 3 号）  
この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 28 日条例 6 号）  
この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例 1 号）  
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日条例 3 号）  
この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

伊那中央病院料金表

項目	種別	単位	金額	
健康診断料		1件	組合長が別に定める金額	
人間ドック料	1日(日帰り)	1件	36,000円	
	1泊2日	1件	64,500円	
	通院(2日間)	1件	58,500円	
PET-CT検査料		1件	92,500円	
血管機能検診料		1件	27,000円	
脳ドック料	Aコース	1件	24,896円	
	Bコース	1件	34,000円	
禁煙外来診療料	初回の診察	1件	4,000円	
	継続する2回目以後の診察	1件	2,380円	
	検査その他の診療	1件	組合長が別に定める金額	
リンパ浮腫外来診療料	徒手リンパトレナージ	10分	800円	
	弾性包帯バンテージ	上肢	1件	1,500円
		下肢	1件	3,000円
	相談・指導	1回	1,000円	
	初回加算	1回	2,000円	
	材料その他の診療	1件	組合長が別に定める金額	

第7編 伊那中央病院料金条例

美容外科診療料	眼瞼	埋没法重瞼術	両側	1件	90,000円
			片側	1件	63,000円
		切開法重瞼術	両側	1件	200,000円
			片側	1件	140,000円
		上眼瞼脂肪除去	両側	1件	120,000円
			片側	1件	84,000円
		目頭形成術	両側	1件	160,000円
			片側	1件	112,000円
		上眼瞼皺取り術 (眉毛下切開)	両側	1件	150,000円
		上眼瞼皺取り術 (重瞼部切開)	両側	1件	160,000円
		下眼瞼皺取り術	両側	1件	300,000円
			片側	1件	210,000円
		下眼瞼下制術	両側	1件	160,000円
			片側	1件	112,000円
		下眼瞼脂肪除去	両側	1件	120,000円
	片側		1件	84,000円	
	その他の眼瞼術	両側	1件	200,000円	
		片側	1件	140,000円	
	鼻	降鼻術 プロテーゼ		1件	175,000円
		降鼻術 自家軟骨		1件	400,000円
		小鼻縮小		1件	200,000円
		鼻尖形成		1件	250,000円
		鼻幅調整 (骨切り)		1件	400,000円
		プロテーゼ抜去		1件	70,000円
		異物除去		1件	500,000円
		その他の外鼻手術		1件	300,000円
	口唇	口唇縮小 (上下各々毎)		1件	150,000円
口唇厚み増大 (自家組織・上下各々毎)		1件	200,000円		
ガミースマイル (粘膜)		1件	250,000円		
ガミースマイル (骨切り)		1件	1,500,000円		
その他の口唇手術		1件	300,000円		

第7編 伊那中央病院料金条例

胸	豊胸術（シリコン）	両側	1 件	800,000 円	
		片側	1 件	350,000 円	
	乳房つり上げ	両側	1 件	1,000,000 円	
		片側	1 件	700,000 円	
	乳輪縮小	両側	1 件	300,000 円	
		片側	1 件	210,000 円	
	乳頭形成	両側	1 件	300,000 円	
		片側	1 件	210,000 円	
	輪郭	エラ形成		1 件	500,000 円
		頬形成		1 件	500,000 円
		顎形成（プロテーゼ）		1 件	300,000 円
		顎形成（骨切り）		1 件	500,000 円
		上顎前突		1 件	1,500,000 円
	脂肪吸引・脂肪注入	脂肪吸引 10 cm×5 cm		1 件	100,000 円
脂肪吸引 10 cm×10 cm		1 件	200,000 円		
脂肪注入 10ml		1 件	80,000 円		
脂肪移植 5ml まで		1 件	50,000 円		
脂肪移植 5ml 以上 1 ml 毎に		1 件	10,000 円		
脂肪溶解超音波 10cm×10 cm		1 件	25,000 円		
RF 治療	ユニフェイス+モノポーラ治療（顔面）		1 件	15,000 円	
	ユニフェイス+モノポーラ+バイポーラ治療		1 件	18,000 円	
	バイポーラ治療（目の下、目尻、額など）		1 件	5,000 円	
	RF 治療による部分痩身治療		1 件	20,000 円	
フェイスリフト	頬		1 件	500,000 円	
	顎		1 件	500,000 円	

第7編 伊那中央病院料金条例

	モノポーラ	脱毛（毛根）1本	1件	500円
	レーザー 関連	脱毛（両腋窩）	1件	9,000円
		脱毛（Vライン）	1件	15,000円
		脱毛（両前腕）	1件	18,000円
		脱毛（両上腕）	1件	25,000円
		脱毛（両下腿）	1件	25,000円
		脱毛（両大腿）	1件	35,000円
		脱毛（他部位）50shotsまで	1件	10,000円
		脱毛（他部位）50shots超 10shots毎	1件	2,000円
		レーザーフェイシャル	1件	15,000円
		シミ（1カ所）	1件	8,000円
		ホクロ、ニキビ跡、入れ墨、 脂漏性角化症、疣贅等（1 か所5shotsまで）	1件	5,000円
		ホクロ、ニキビ跡、入れ墨、 脂漏性角化症、疣贅等 （5shots超1shot毎）	1件	1,000円
	1540フラ クショナル レーザー	両頬	1件	25,000円
		目まわり	1件	15,000円
		鼻	1件	10,000円
		両頬+鼻	1件	30,000円
		下顎	1件	20,000円
		全顔	1件	35,000円
		頸部	1件	30,000円
		傷跡 1shot	1件	1,000円
	IPL脱 毛	ヒゲ（口周囲のみ）	1件	12,000円
		ヒゲ（口周囲+耳前部+下 顎部）	1件	25,000円
両側腋窩		1件	10,000円	
Vライン		1件	17,000円	
両太腿		1件	36,000円	
両下腿		1件	26,000円	

第7編 伊那中央病院料金条例

	両前腕	1件	19,000円	
	1 shot	1件	1,500円	
フォトフェイシャル	両頬	1件	9,000円	
	両頬+額	1件	12,000円	
	両頬+下顎	1件	12,000円	
	両頬+額+下顎	1件	15,000円	
IPLによるシミ赤ら顔、毛穴治療	顔全体	1件	30,000円	
	鼻下の唇の血管拡張	1件	10,000円	
	両頬+鼻部	1件	25,000円	
	両頬	1件	20,000円	
	1 shot	1件	2,000円	
カーボンピーリング	鼻	1件	12,000円	
	両頬	1件	20,000円	
	1 shot	1件	2,500円	
IPLによるシミ、毛穴、キメ維持治療	両頬	1件	19,000円	
	両頬+額	1件	22,000円	
	両頬+下顎	1件	22,000円	
	両頬+額+下顎	1件	25,000円	
植毛術	植毛 50本まで	1件	100,000円	
	植毛 50本超1本当たり	1件	1,000円	
スキンケア・ピーリング導入(除く薬剤費)	ピーリング 顔	1件	5,000円	
	ピーリング 背中	1件	9,000円	
	ピーリング 他部位 200cm <sup>2</sup> 当り	1件	1,000円	
	イオン導入	1件	1,000円	
	エレクトロポレーション	1件	2,500円	
	超音波導入	1件	5,000円	
	高周波治療 10cm×10cm	1件	10,000円	
	ピアス	ピアス(穴あけのみ)	両側	1件
片側			1件	3,000円
ピアス(ピアス込)		両側	1件	7,000円
		片側	1件	5,000円

第7編 伊那中央病院料金条例

注射関連	Botox注射 1単位	1件	1,500円
	Botox注射 34単位超50単位まで	1件	50,000円
	Botox注射 50単位超100単位まで	1件	80,000円
	ヒアルロン酸注射(ジュビダームウルトラXC)	1件	45,000円
	ヒアルロン酸注射(ジュビダームウルトラプラスXC)	1件	50,000円
	ヒアルロン酸注射(ジュビダームボリユーマXC)	1件	55,000円
	ヒアルロニダーゼ(1A)	1件	50,000円
	美容点滴(除く薬剤費)	1件	6,000円
医療入れ墨(色素料込)	初回	1件	50,000円
	2回目以降	1件	20,000円
入れ墨除去術	皮膚移植術 100cm <sup>2</sup> まで	1件	350,000円
	皮膚移植術 100cm <sup>2</sup> 超 50cm <sup>2</sup> 当り	1件	100,000円
	縫縮術 10cm <sup>2</sup> まで1か所当り	1件	50,000円
	縫縮術 10cm <sup>2</sup> 以上 20cm <sup>2</sup> まで1か所当り	1件	100,000円
ニキビ跡形成術	皮膚剥削術 100cm <sup>2</sup> 当り	1件	200,000円
硬化療法(血管・リンパ管病変)	ポリドカノール使用 1回1部位	1件	20,000円
PRP注入療法(濃縮血小板注入)	採血 15ml まで	1件	80,000円
	採血 15ml 超 10ml 当り	1件	40,000円

第7編 伊那中央病院料金条例

療法)				
糸による 吊り上げ 手術（除 く材料 費）	各種糸による吊り上げ手 術（手技料）		1件	70,000円
Nd-Y AGレー ザー （血管・ ヒゲ）	1発		1件	2,000円
	ヒゲ・口まわり		1件	15,000円
	口まわり+顎		1件	30,000円
	リフトアップレ ーザー	両頬	1件	15,000円
		全顔	1件	18,000円
RF腋臭 症多汗症 治療器	両側腋窩 初回（針代含 む）		1件	200,000円
	乳輪（針代含む）		1件	100,000円
	陰部（針代含む）		1件	200,000円
	手掌多汗症（針 代、神経ブロッ ク料金含む）	片側	1件	150,000円
	各部位2回目以降（針代含 まず）		1件	50,000円
	針代		1件	30,000円
皮膚良性 血管病変 レーザー 治療	1発		1件	1,500円
	赤ら顔、ニキビ等	両頬+ 鼻	1件	25,000円
	赤ら顔、ニキビ等	両頬	1件	20,000円
	タイトニング、美肌	両頬	1件	25,000円
	タイトニング、美肌 +下顎+前額	両頬	1件	30,000円
高周波ス キンタイ トニング 治療	フェイスライン		1件	30,000円
	両頬		1件	30,000円
	頸部		1件	30,000円
	目周囲		1件	20,000円

第7編 伊那中央病院料金条例

		1 発	1 件	3,000 円
	フェイシャル&ボディ スキントリートメント	フェイシャル 基本手技	1 件	3,000 円
		フェイシャル 保湿	1 件	6,000 円
		フェイシャル 美白	1 件	6,000 円
		ボディ 上半身	1 件	5,000 円
		ボディ 下半身	1 件	5,000 円
		ボディ 足部	1 件	2,000 円
	麻酔	全身麻酔 2 時間まで	1 件	200,000 円
		全身麻酔 2 時間超 30 分毎	1 件	25,000 円
		静脈麻酔	1 件	20,000 円
	診察料等	美容初診料 (施術料金を算定した場合を除く)	1 件	5,000 円
		再診料 (15 分毎)	1 件	2,000 円
		材料その他の診療	組合長が別に定める金額	
		痩身に関する栄養相談料	10 分	1,500 円
社会保険の機関等が実施する健診料			1 件	健診の実施機関と協定した金額
妊産婦健診料	妊婦健診料		1 件	6,000 円
	産後 2 週間健診料		1 件	5,000 円
	産後 1 か月健診料		1 件	6,000 円
	母乳相談		1 件	3,000 円
他の医療機関から委託された検査料			1 件	医科点数表の項目に相当する金額
セカンドオピニオン外来相談料			1 回	10,000 円
予防接種料			1 件	組合長が別に定める金額
死後処置料			1 件	3,000 円
死体検案料			1 件	20,000 円

第7編 伊那中央病院料金条例

保険外併用療養費	特別室 利用料	特別室	1日	15,000円
		個室A	1日	8,000円
		個室B	1日	7,000円
		個室C	1日	5,000円
	特別初診料	1回	2,000円	
	特別長期入院料	1日	第4条第1項の規定により算定した入院基本料の100分の15に相当する金額	
	先進医療診療科	1回	厚生労働大臣が定める手術その他の先進医療としての診療に要する費用としてその承認を得て算定した額	
電力使用料		1日	実費を考慮して組合長が別に定める金額	
病衣使用料		1日	100円	
小人用おむつ使用料		1日	300円	
大人用おむつ使用料		1日	400円	
分娩料	単胎	1件	160,000円 (帝王切開の場合 120,000円)	
	双胎	1件	230,000円 (帝王切開の場合 190,000円)	
	双胎を超えるもの	1件	300,000円 (帝王切開の場合 260,000円)	

産褥入院料		1日	10,000円
新生児管理保育料		1日	8,000円
人工妊娠中絶料	妊娠月数3月以内	1件	70,000円
	妊娠月数4月	1件	110,000円
	妊娠月数5月以上	1件	140,000円
その他特殊な医療及び施設等の使用に係る料金			組合長が別に定める金額

## 備考

- 1 保険外併用療養費は、厚生労働大臣が定めるところに基づき、当該基準に従って徴収するものとする。
- 2 診療時間外の分娩料の額は、当該項目の種別欄に掲げる区分に従い、当該区分に応じて定める金額に100分の120（午後10時から翌日の午前6時までには、100分の140）を乗じて得た額とする。
- 3 分娩料には、財団法人日本医療機能評価機構が実施する産科医療補償制度に加入するために要する費用に相当する金額を加算することができる。
- 4 この表に定める料金（妊産婦健診料、保険外併用療養費のうち特別室利用料（助産に係るものに限る。）、分娩料、産褥入院料及び新生児管理保育料を除く。）の額は、当該項目の区分に従い、当該区分に応じて定める金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第8条関係）

伊那中央病院文書料金表

項 目	単 位	金 額
普通診断書	1 通	3,000円
保育所入所用診断書	1 通	2,000円
福祉施設利用申請用診断書	1 通	2,000円
死亡診断書	1 通	5,000円
死体検案書	1 通	5,000円
生命（損害）保険用診断（証明）書	1 通	7,000円
身体障害用診断書	1 通	7,000円
自動車損害賠償責任保険用診断書	1 通	3,000円
自動車損害賠償責任保険用診療報酬明細書	1 通	3,000円
県民交通災害共済用診断書	1 通	2,000円
学生（生徒）健康診断書	1 通	1,000円
その他診断書	1 通	3,000円
医療費証明書	1 通	1,000円
通院証明書	1 通	1,000円
入院期間証明書	1 通	1,000円
病状等回答書	1 通	3,000円
おむつ等使用証明書	1 通	1,000円
出生証明書	1 通	2,000円
登校（園）許可証明書	1 通	500円
その他証明書	1 通	2,000円
診断書又は証明書に係る照会等のためにする 医師との面談	1 回	5,000円

## 備考

- この表に定める文書料の額は、当該項目の区分に従い、当該区分に応じて定める金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。
- 郵便により請求するときは、文書料のほか、郵便料に相当する金額を負担しなければならない。